

国立大学法人静岡大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人静岡大学役員報酬規程により、期末特別手当において、学長は、国立大学法人評価委員会の業績結果を勘案し、その者の業績に応じその額の100分の10の範囲内でこれを増減できることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成24年 4月 1日改正
 ・役員基本給表を引下げた。
 平成24年 7月 1日改正
 ・「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（以下、「特例法」という。）に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
 実施期間：平成24年 7月 1日～平成26年 3月31日
 基本給関係の措置内容：基本給（▲9.77%）
 諸手当関係の措置内容：地域調整手当（▲9.77%）
 期末特別手当（▲9.77%）
 ・地域調整手当を5%から6%に引き上げた。

理事

法人の長と同じ。

理事(非常勤)

該当者なし。

監事

該当者なし。

監事(非常勤)

平成24年 7月 1日改正
 ・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
 実施期間：平成24年 7月 1日～平成26年 3月31日
 基本給関係の措置内容：非常勤役員手当（▲9.77%）法人の長と同じ。

2 役員の報酬等の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	15,956	10,898	4,157	624 (地域調整手当) 276 (単身赴任手当)			
A理事	12,530	8,562	3,266	490 (地域調整手当) 209 (通勤手当)			
B理事	12,320	8,562	3,266	490 (地域調整手当)			
C理事	12,944	8,562	3,266	490 (地域調整手当) 623 (通勤手当)		3月31日	
D理事	12,692	8,562	3,266	490 (地域調整手当) 24 (通勤手当) 348 (単身赴任手当)		3月30日	◇

A監事 (非常勤)	千円 3,336	千円 3,336	千円 ()	千円 ()	4月1日	※
B監事 (非常勤)	千円 4,448	千円 4,448	千円 ()	千円 ()		

【注1】総額、各内訳について千円未満切捨のため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

【注2】「地域調整手当」とは、民間の賃金水準が本法人より高い地域に在勤している役員に支給しているものである。

【注3】「前職」欄の「◇」は、役員出向者（国家公務員退職手当法第8条第1項の規定に基づき、国立大学法人役員となるため国家公務員を退職し、引き続き役員として在職する者）であることを示す。

【注4】「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事						該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、教職員の適正な規模と配置を図りつつ、人件費総額の抑制に努める。
人件費を効率的に運用するため、人件費管理計画による管理を継続する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、本学の財務状況を踏まえ決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、教職員の勤務成績を考慮し、決定する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当 (査定分)	基準日以前6月以内の期間における勤務成績に応じて、決定される支給割合(成績率)を決定する。
昇給	5段階の昇給区分を設定して、勤務成績に応じて昇給号給数を決定し、昇給させることができる。
昇格	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合は、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

平成24年 4月 1日改正

- ・職員基本給表を引下げた。
- ・大学院調整手当の調整基本額を引下げた。
- ・現給保障の金額を0.49%引下げた。
- ・若手・中間層(36歳未満)の職員の昇給を1号給又は2号給回復した。

平成24年 7月 1日改正

- ・特例法に基く国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
実施期間：平成24年 7月 1日～平成26年 3月31日
基本給関係の措置内容：基本給(▲4.77～▲9.77%)
諸手当関係の措置内容：管理職等手当(▲10.0%)
地域調整手当(▲4.77～▲9.77%)
広域異動手当(▲4.77～▲9.77%)
期末手当(▲9.77%)
勤勉手当(▲9.77%)
その他勤務1時間当たりの給与額(▲4.77～9.77%)
- ・地域調整手当を上げた。
静岡5%→6%
浜松ほか4%→5%

平成24年12月 1日改正

- ・平24年12月期の期末手当支給割合を上げた。
一般職員：1.375→1.486
特定幹部職員：1.175→1.286
特別職基本給適用職員：0.775→0.886

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	963	47.0	7,252	5,337	96	1,915
事務・技術	254	44.5	5,439	4,064	116	1,375
教育職種 (大学教員)	602	49.3	8,131	5,935	85	2,196
教育職種 (附属特別支援学校教員)	20	37.4	6,682	5,058	99	1,624
教育職種 (附属義務教育学校教員)	78	40.1	6,751	4,968	117	1,603
その他医療職員 (医療技術職員)	2					
その他医療職員 (看護師)	5	47.3	5,223	3,910	35	1,313
指定職種	2					
非常勤職員	30	41.3	4,750	4,623	37	127
事務・技術	2					
その他医療職員 (看護師)	2					
特任事務職員	1					
特任教員	16	42.6	5,494	5,494	46	0
学術研究員	9	37.4	4,034	4,034	24	0

【注1】区分「在外職員」、「任期付職員」、「再任用職員」については、該当者がいないため記載を省略した。

【注2】区分「常勤職員」及び「非常勤職員」のうち、職種「医療職種(病院医師)」、「医療職種(病院看護師)」及び「技能・労務職種」については、該当者がいないため記載を省略した。

【注3】区分「非常勤職員」のうち、職種「教育職種(大学教員)」については、該当者がいないため記載を省略した。

【注4】「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

【注5】「指定職種」とは、極めて高度な専門的知識及び資格等をもって教育研究に従事する職種を示す。

【注6】常勤職員の「その他医療職種(医療技術職員)」及び「指定職種」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載しない。

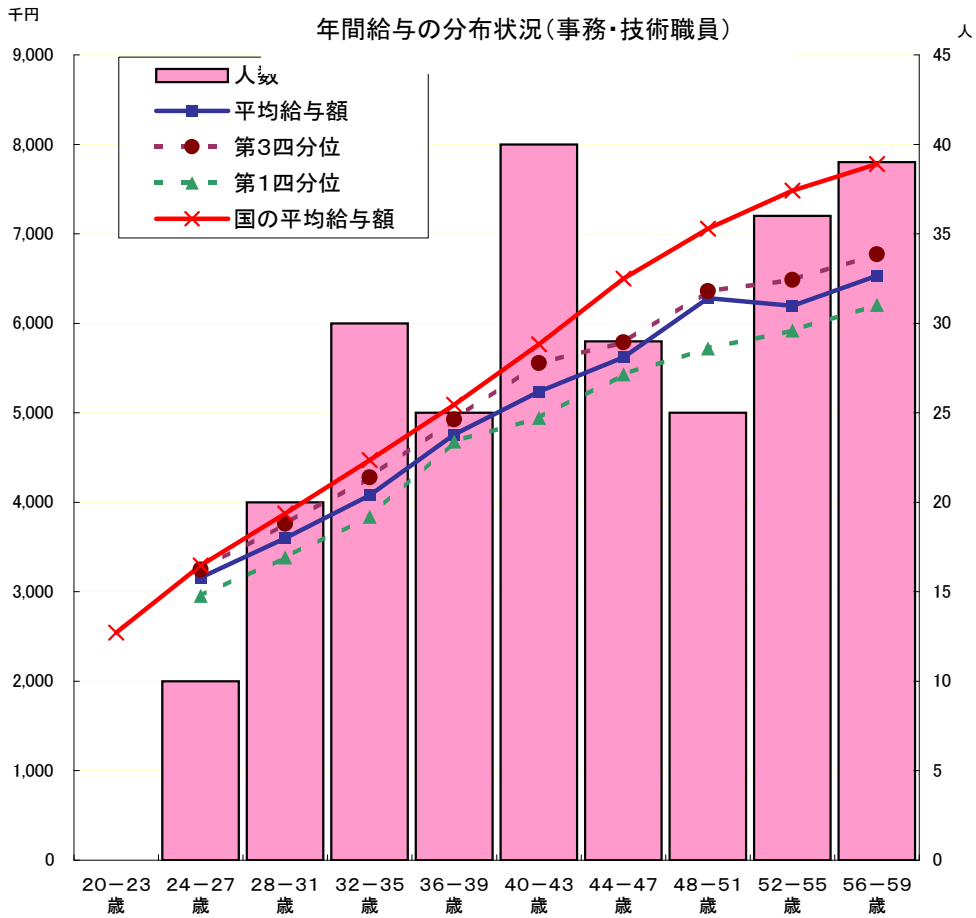
【注7】非常勤職員の「事務・技術」、「その他の医療職員(看護師)」及び「特任事務職員」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

【注8】「特任事務職員」とは、特定のプロジェクト以外において高い専門性を必要とする事務又は技術に従事する非常勤職員の職種を示す。

【注9】「特任教員」とは、特定のプロジェクト又は教育等に従事する非常勤教員の職種を示す。

【注10】「学術研究員」とは、特定の研究プロジェクト、共同研究等に従事する非常勤研究員の職種を示す。

② 年間給与の分布状況（事務・技術職員／教育職員（大学教員））
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

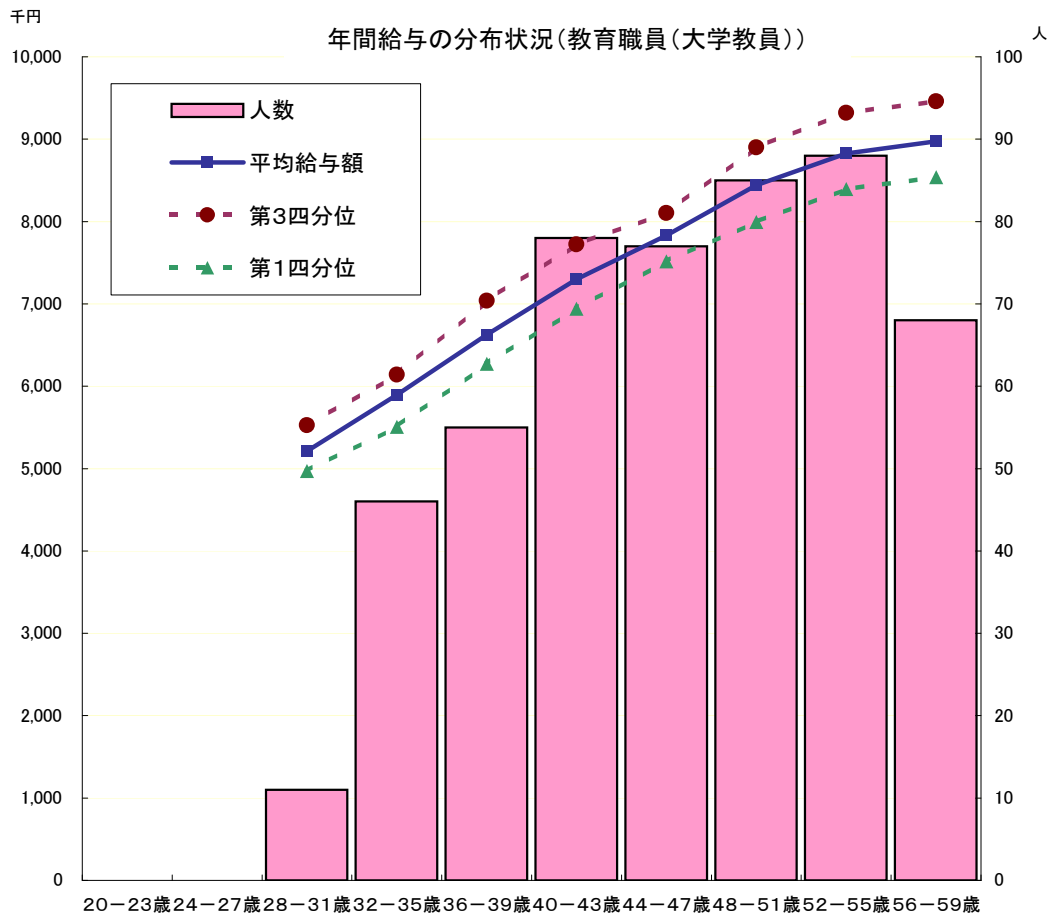


注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
部長	4	51.0	—	—	8,410	—	—
課長	22	55.4	6,608	6,608	6,921	7,185	7,185
副課長	28	53.6	6,070	6,070	6,283	6,426	6,426
係長	121	46.6	5,229	5,229	5,557	5,971	5,971
主任	22	41.9	4,638	4,638	4,857	5,183	5,183
係員	57	31.9	3,384	3,384	3,701	4,004	4,004

【注】「部長」については、在職人数が4人以下であるため、平均のみを記載。
 「課長」には、「室長」及び「事務長」を含む。
 「副課長」には、「事務長補佐」、「専門員」及び「技術専門員」を含む。
 「係長」には、「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。
 「係員」には、「技術職員」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	316	55.2	8,571	9,014	9,478
准教授	205	44.5	7,015	7,366	7,836
講師	37	39.3	5,751	6,211	6,635
助教	41	35.7	5,490	5,768	6,102

③ 職級別在職状況等（平成25年4月1日現在）（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		局長	局長	局長 部長	部長	課長
人員 (割合)	254人 ()	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	4人 (1.6%)	9人 (3.5%)
年齢（最高～最低）		}	}	}	52 }	59 }
所定内給与と年額（最高～最低）		千円 }	千円 }	千円 }	千円 6,232 }	千円 6,244 }
年間給与額（最高～最低）		千円 }	千円 }	千円 }	千円 8,713 }	千円 8,422 }
					千円 8,111	千円 6,799
区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 副課長	副課長 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)		17人 (6.7%)	48人 (18.9%)	112人 (44.1%)	51人 (20.1%)	13人 (5.1%)
年齢（最高～最低）		59 }	58 }	59 }	54 }	29 }
所定内給与と年額（最高～最低）		千円 5,400 }	千円 5,260 }	千円 4,737 }	千円 3,674 }	千円 2,773 }
年間給与額（最高～最低）		千円 4,418 }	千円 4,287 }	千円 3,183 }	千円 2,456 }	千円 2,148 }
		千円 7,185 }	千円 6,948 }	千円 6,279 }	千円 4,754 }	千円 3,572 }
		千円 6,042	千円 5,832	千円 4,298	千円 3,249	千円 2,844

（教育職員（大学教員））

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教 助手	教務職員
人員 (割合)	602人 ()	0人 (0.0%)	316人 (52.5%)	203人 (33.7%)	39人 (6.5%)	43人 (7.1%)	1人 (0.2%)
年齢（最高～最低）		}	64 }	64 }	64 }	61 }	}
所定内給与と年額（最高～最低）		千円 }	千円 7,361 }	千円 6,458 }	千円 5,630 }	千円 5,398 }	千円 }
年間給与額（最高～最低）		千円 }	千円 5,166 }	千円 3,772 }	千円 3,485 }	千円 3,252 }	千円 }
		千円 }	千円 10,469 }	千円 8,688 }	千円 7,705 }	千円 7,011 }	千円 }
			千円 7,175	千円 5,150	千円 4,757	千円 4,356	

【注】 1級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢（最高～最低）」以下の事項について記載しない。

④ 賞与（平成24年度）における査定部分の比率（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	% 62.6	% 67.4	% 65.1
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 37.4	% 32.6	% 34.9
	最高～最低	% 53.2～33.0	% 43.9～29.0	% 46.9～30.9
一般職員	一律支給分（期末相当）	% 64.7	% 68.8	% 66.8
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 35.3	% 31.2	% 33.2
	最高～最低	% 42.5～31.8	% 37.9～27.8	% 38.5～29.8

（教育職員（大学教員））

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	% 60.1	% 65.2	% 62.7
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 39.9	% 34.8	% 37.3
	最高～最低	% 53.2～34.0	% 47.5～29.1	% 46.8～32.1
一般職員	一律支給分（期末相当）	% 64.6	% 68.9	% 66.8
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 35.4	% 31.1	% 33.2
	最高～最低	% 45.2～32.5	% 43.9～26.2	% 44.5～29.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準（年額）の比較指標（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

対国家公務員（行政職（一））

87.8

対他の国立大学法人等

97.1

（教育職員（大学教員））

対他の国立大学法人等

98.1

注： 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準（「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準）に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	87.8
	参考	地域勘案 93.4 学歴勘案 88.0 地域・学歴勘案 93.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 59.2% 平成24年度予算 国からの財政支出額 11,948,502千円 支出予算の総額 20,195,238千円 【検証結果】 国家公務員との比較指数が100以下なので、適正である。	
講ずる措置	現行の給与水準を維持していくよう努める。	

○教育職員（大学教員）と国家公務員との給与水準の比較指標 99.3

（注）上記比較指標は、法人化前の国の教育職（一）と行政職（一）の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員（大学教員）と国の行政職（一）の年収比率を比較して算出した指数である。

（なお、平成19年度までは、教育職員（大学教員）と国家公務員（平成15年度の教育職（一））との給与水準（年額）の比較指数である。）

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	8,326,849	8,791,024	△ 464,175 (△5.3)	△ 568,850 (△6.4)
退職手当支給額 (B)	1,129,318	1,164,265	△ 34,947 (△3.0)	153,328 (15.7)
非常勤役職員等給与 (C)	1,326,676	1,333,910	△ 7,234 (△0.5)	52,234 (4.1)
福利厚生費 (D)	1,205,577	1,224,191	△ 18,614 (△1.5)	33,228 (2.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	11,988,420	12,513,390	△ 524,970 (△4.2)	△ 330,060 (△2.7)

【注】C欄「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- 「給与、報酬等支給総額」について、平成24年4月1日から基本給表の減額改定の実施、また、同年7月1日から特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連し基本給月額等の減額支給措置を講じたため、減少(対前年度比5.3%減)となった。
なお、特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、法人が講じた給与減額支給措置に関する削減額は、次のとおりである。

役員	4,719千円
事務・技術・医療職員	98,216千円
教育職員(大学教員)	340,515千円
- 「退職手当支給額」について、退職者数が増加となったものの、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、調整率による支給額の引下げを実施したため、減少(対前年度比3.0%減)となった。
なお、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」に基づき講じた措置に関する削減額は、次のとおりである。

事務・技術・技能職員	18,139千円
教育職員	37,073千円
- 「非常勤役職員等給与」について、特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、法人が講じた給与減額支給措置に関する削減額は、次のとおりである。

非常勤役員	615千円
-------	-------
- 「最広義人件費」について、基本給表の減額改定及び特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連し基本給月額等の減額支給措置、同減額措置等に伴う共済組合保険・労働保険事業主負担分等の福利厚生費の減少、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」に基づく支給額引下げ措置により、全体として4.2%の減少となった。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給基準引き下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、平成25年1月1日から以下の措置を講ずることとした。

役職員の退職手当について、調整率により段階的な引下げを実施した。

調整率：平25.01.01～25.09.30 98/100

平25.10.01～26.06.30 92/100

平26.07.01～ 87/100